

参考配布

平成 25 年 11 月 29 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当)課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335, 5325)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
平成 25 年 11 月 29 日

担	大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 山本 和要 主任需給調整指導官 多田 優
当	電話 06-4790-6316 F A X 06-4790-6309

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局（局長：中沖 剛）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該派遣元事業主は、同法違反が繰り返し認められたために、全ての労働者派遣契約の点検や全社的な事業運営体制の見直しに向けた行政指導を受けている期間にもかかわらず、大阪労働局長による労働者派遣法に基づく報告の徴収に対し、虚偽の報告を行っていた。また、当該報告内容を確認する大阪労働局の臨検により、大阪府内の派遣先 2 ヶ所に対して派遣可能期間を超えて、それぞれ約 7 ヶ月から 2 年 11 ヶ月の間、違法な労働者派遣を行っていたこと、寝屋川市役所との間で請負契約と称しながら、実態としては労働者派遣を行っていたにもかかわらず、労働者派遣契約を書面で締結していない等の違反があったことが明らかとなった。加えて、同法で義務づけられている代表者、役員、及び、派遣元責任者の変更の届出を法定の期日以内に厚生労働大臣へ行わないまま、約 2 ヶ月から 8 ヶ月の間、事業を行っていたことが明らかとなったものである。

記

第 1 被処分一般派遣元事業主

名 称 アール・オー・エス・ビジネス株式会社
代表者の職氏名 代表取締役社長 村井良嗣
所 在 地 大阪市西区阿波座一丁目 4 番 4 号

許可に関する事項	許可年月日	平成 7 年 12 月 1 日
	許可番号	般 27 - 060042
	有効期間	平成 20 年 12 月 1 日 ~ 平成 25 年 11 月 30 日

第 2 処分内容

労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第 4 のとおり)

第 3 処分理由

アール・オー・エス・ビジネス株式会社は、労働者派遣法違反について、繰り返し是正指導されていたにもかかわらず、同様の法違反が認められたことから、大阪労働局長から全契約の点検及び是正を指示されていたが、当該指導中に大阪労働局の調査により次の 1 から 7 の法違反を行っていたことが明らかになったこと。

- 1 . 平成 25 年 9 月 27 日に大阪労働局長が労働者派遣法第 50 条に基づいた報告をするように求めたところ、同社が平成 25 年 10 月 11 日に提出した報告文書において、全ての契約について労働者派遣法に違反していないかの確認を行っていないにもかかわらず、確認せず労働者派遣法に違反していないと虚偽の報告を行ったこと。
- 2 . 平成 25 年 7 月 1 日、同社は、代表者を変更したにもかかわらず、当該代表者の氏名及び住所の変更にかかる届出を遅滞なく厚生労働大臣に行わなければならないのに、これを行わなかったこと。
- 3 . 平成 24 年 12 月 31 日、同社は、役員を変更したにもかかわらず、当該役員の氏名及び住所の変更にかかる届出を遅滞なく厚生労働大臣に行わなければならないのに、これを行わなかったこと。
- 4 . 平成 25 年 5 月 31 日、同社は、派遣元責任者を変更したにもかかわらず、当該派遣元責任者の氏名及び住所の変更にかかる届出を遅滞なく厚生労働大臣に行わなければならないのに、これを行わなかったこと。
- 5 . 同社は大阪府に所在する派遣先 A に対して労働者派遣を行っていたが、法定の除外事由がないにもかかわらず、平成 25 年 3 月 14 日から

平成 25 年 10 月 15 日まで、派遣可能期間を超える労働者派遣を行ったこと。

- 6 . 同社は大阪府に所在する派遣先 B に対して労働者派遣を行っていたが、法定の除外事由がないにもかかわらず、平成 22 年 12 月 1 日から平成 25 年 10 月 22 日まで、派遣可能期間を超える労働者派遣を行ったこと。
- 7 . 同社は、寝屋川市役所を就労先とする請負契約を締結し、労働者を就労させていたが、その実態は労働者派遣であるにもかかわらず、抵触日の通知を受けず、労働者派遣契約の書面での締結をせず、さらに、派遣労働者であることの明示、就業条件等の明示、派遣料金額の明示、派遣先への通知、派遣元管理台帳の作成等をせずに、平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 10 月 17 日まで労働者派遣を行ったこと。

第 4 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 . 労働者派遣事業、請負事業に係る全社総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。
総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

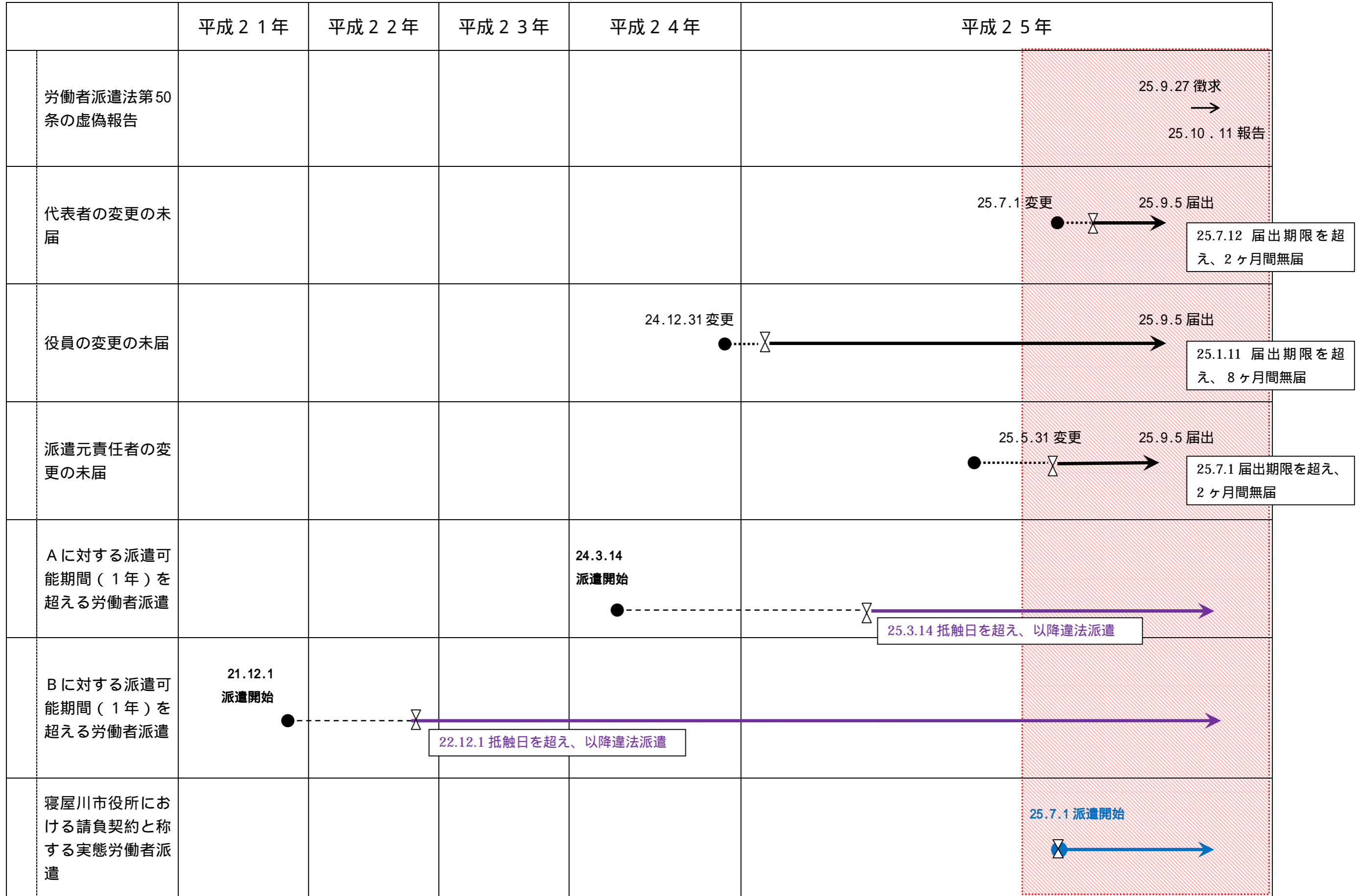
- (1) 労働者派遣法第 11 条第 1 項
- (2) 同法 第 26 条第 1 項
- (3) 同法 第 26 条第 6 項
- (4) 同法 第 32 条
- (5) 同法 第 34 条
- (6) 同法 第 34 条の 2
- (7) 同法 第 35 条
- (8) 同法 第 35 条の 2 第 1 項
- (9) 同法 第 37 条

- 2 . 労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施すること。
 - (1) 労働者派遣法違反の原因の究明
 - (2) 前記 (1) に対応した再発防止策の策定
 - (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る

責任体制の明確化

- (4) 役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底
- (5) 内部管理体制(人的構成と体制の構築等)の再構築・整備

概要図



注) 網掛けは、大阪労働局長による全契約の点検・是正を指示する行政指導を受けていた期間：平成25年6月12日～継続中

凡例 : 事実が発生した日 --: 適法状態であった期間 X: 違法状態になった日 →: 違法状態であった期間

参 考

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の二者に分けられる。

一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業

「一般労働者派遣事業」

- 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。(派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をするいわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。)
- 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

「特定労働者派遣事業」

- 派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出をしなければならない。

<p>アール・オー・エス・ビジネス株式会社は、平成7年12月1日に一般労働者派遣事業の許可を受けている(許可番号 般27-060042)。</p>

代表者及び役員を変更した際の届出

- 代表者及び役員に変更があったときは、変更に係る事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

アール・オー・エス・ビジネス株式会社は、代表者及び役員を変更したにもかかわらず、厚生労働大臣に法定の期日以内に届出を行わなかったものである。

派遣元責任者を変更した際の届出

- 派遣元責任者に変更があったときは、変更に係る事実のあった日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

アール・オー・エス・ビジネス株式会社は、派遣元責任者を変更したにもかかわらず、厚生労働大臣に法定の期日以内に届出を行わなかったものである。

派遣可能期間を超える労働者派遣

派遣元事業主は、法定の除外事由がない限り、派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について1年を超える期間継続して労働者派遣を行ってはならないことになっている。なお、派遣先事業所に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し派遣期間を通知し、その意見を聴いた場合には、派遣可能期間を1年を超え3年以内とすることができる。

アール・オー・エス・ビジネス株式会社は、派遣先が同一派遣先事業所の同一業務について、労働者の過半数で組織する労働組合等の意見を聴いていないにもかかわらず、1年を超える期間継続して労働者派遣を行ったものである。

請負契約と称しながら実態としては労働者派遣

形式上は請負契約であったとしても、実態として発注者から受託者の労働者に対して指揮命令がある場合、労働者派遣を行っていることとなる。

労働者派遣を行う場合には、派遣元事業主は、抵触日の通知を受け、労働者派遣契約の書面での締結、派遣労働者であることの明示、就業条件等の明示、派遣料金額の明示、派遣先への通知、派遣元管理台帳の作成等をしなければならない。

アール・オー・エス・ビジネス株式会社は、寝屋川市役所との間で請負契約にもかかわらず、自ら雇用する労働者に寝屋川市役所職員から指揮命令を受けて業務を行わせており、実態として労働者派遣事業を行っていた。

アール・オー・エス・ビジネス株式会社は、抵触日の通知を受けず、労働者派遣契約の書面での締結をせず、さらに、派遣労働者であることの明示、就業条件等の明示、派遣料金額の明示、派遣先への通知、派遣元管理台帳の作成等をしていなかった。

労働者派遣法（抄）

（一般労働者派遣事業の許可）

第5条

第1項

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第2項

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第2号 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

第3号 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

第4号 第36条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

（変更の届出）

第11条

第1項

一般派遣元事業主は、第5条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。（略）

労働者派遣法施行規則

第8条第1項

法第11条の規定による届出をしようとする者は、法第5条第2項第4号に掲げる事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して30日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して10日以内

〔 内に、（略）厚生労働大臣に提出しなければならない。 〕

（契約の内容等）

第 26 条

第 1 項

労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。（略）

労働者派遣法施行規則

第 21 条第 3 項

労働者派遣契約の当事者は、当該労働者派遣契約の締結に際し法 26 条第 1 項の規定により定めた事項を、書面に記載しておかななければならない。

第 6 項

派遣元事業主は、第 40 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

（派遣労働者であることの明示等）

第 32 条

第 1 項

派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする場合にあつては、その旨を含む。）を明示しなければならない。

第 2 項

派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象と

しようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあつては、その旨を含む。）を明示し、その同意を得なければならない。

（就業条件の明示）

第 34 条

第 1 項

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。（略）

第 2 項

派遣元事業主は、派遣先から第 40 条の 2 第 5 項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務について派遣先が同条第 1 項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。

（労働者派遣に関する料金の額の明示）

第 34 条の 2

派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。（略）

（派遣先への通知）

第 35 条

派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

第 1 号 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

第 2 号 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めずに雇用する労働者であるか否かの別

（第 3 号、第 4 号、略）

第 2 項

派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第 2 号

に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

(労働者派遣の期間)

第 35 条の 2

第 1 項

派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第 40 条の 2 第 1 項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

(派遣元責任者)

第 36 条

派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、(略)派遣元責任者を選任しなければならない。(略)

(派遣元管理台帳)

第 37 条

第 1 項

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。(略)

第 2 項

派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を 3 年間保存しなければならない。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第 40 条の 2

第 1 項

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第 3 項において同じ。)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。(略)

第 2 項

前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める期間とする。

第1号 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合 その定められている期間

第2号 前号に掲げる場合以外の場合 1年

第3項

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から1年を超え3年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

第4項

派遣先は、前項の期間を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする。

第5項

派遣先は、労働者派遣契約の締結後に当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る業務について第3項の期間を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、当該労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該業務について第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

(第6項、略)

(改善命令等)

第49条

第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その

他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（報告）

第 50 条

厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させることができる。

（権限の委任）

第 56 条

第 1 項

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

労働者派遣法施行規則

第 55 条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第 4 号 法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令

第 6 号 法第 50 条の規定による報告徴収

（第 2 ～ 3 号、第 5 号、第 7 号、略）

第 61 条

次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 2 号 第 11 条第 1 項、(略)の規定による届出をせず、若しくは
虚偽の届出をし、又は(略)した者

第 3 号 第 34 条、第 35 条の 2 第 1 項、(略)、第 37 条、(略)の
規定に違反した者

第 4 号 第 35 条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第 5 号 第 50 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(第 1 号、第 6 号、略)

第 62 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 58 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。